

議案第64号

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月15日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都最低賃金の引上げ等に鑑み、会計年度任用職員の報酬時間額を改正するため、本案を提出するものであります。

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般事務の項中「1,020円」を「1,050円」に改め、同表技術（土木、建築等）の項中「1,160円」を「1,190円」に改め、同表保健師の項中「1,780円」を「1,810円」に改め、同表看護師の項中「1,610円」を「1,640円」に改め、同表保育士の項中「1,240円」を「1,270円」に改め、同表栄養士の項中「1,260円」を「1,360円」に改め、同表児童厚生員の項及び学童保育指導員の項中「1,190円」を「1,220円」に改め、同表社会福祉士の項及び精神保健福祉士の項中「1,710円」を「1,740円」に改め、同表学芸員の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「1,020円」を「1,050円」に改め、同表給食調理の項中「1,110円」を「1,140円」に改め、同表その他の職種の項中「1,780円」を「1,810円」に改める。

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第64号資料1

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)		報酬時間額の引上げ
職種	報酬時間額	職種	報酬時間額	
一般事務	1,050円	一般事務	1,020円	任命権者が定める限度額の引上げ
技術(土木、建築等)	1,190円	技術(土木、建築等)	1,160円	
保健師	1,810円	保健師	1,780円	
看護師	1,640円	看護師	1,610円	
保育士	1,270円	保育士	1,240円	
省略		省略		
栄養士	1,360円	栄養士	1,260円	
児童厚生員	1,220円	児童厚生員	1,190円	
学童保育指導員	1,220円	学童保育指導員	1,190円	
社会福祉士	1,740円	社会福祉士	1,710円	
精神保健福祉士	1,740円	精神保健福祉士	1,710円	
学芸員	1,500円	学芸員	1,400円	
省略		省略		
軽作業(用務等)	1,050円	軽作業(用務等)	1,020円	
給食調理	1,140円	給食調理	1,110円	
その他の職種	1,810円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	その他の職種	1,780円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	

付 則
この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第64号資料2

多摩26市における会計年度任用職員（一般事務）
の報酬時間額単価及び引上げ予定について

1 多摩26市における会計年度任用職員（一般事務）の報酬時間額単価（令和3年
4月1日現在）

1,188円	1市
1,110円	1市
1,100円	1市
1,060円	1市
1,053円	1市
1,050円	5市
1,040円	2市
1,030円	4市
1,020円	7市
1,013円	3市

※ 小金井市は1,020円

2 報酬時間額単価が東京都最低賃金（1,041円）を下回る自治体（16市）の
報酬時間額単価改正予定額

1,041円	4市
1,050円	9市
1,060円	1市
未定	2市

※ 小金井市は1,050円に引上げ予定

※ 報酬時間額単価は、全て1時間当たりの額

議案第64号資料3

会計年度任用職員の職種別報酬時間額単価の多摩26市平均との比較

単位 (円)

職種	26市 平均額	現行		増額	改正	
		賃金額	26市平均 との差額		賃金額	26市平均 との差額
一般事務	1,044	1,020	△ 24	30	1,050	6
技術 (土木、建築等)	1,181	1,160	△ 21	30	1,190	9
保健師	1,860	1,780	△ 80	30	1,810	△ 50
看護師	1,683	1,610	△ 73	30	1,640	△ 43
保育士	1,166	1,240	74	30	1,270	104
保育士補助	1,082	1,200	118	0	1,200	118
栄養士	1,379	1,260	△ 119	100	1,360	△ 19
児童厚生員	1,188	1,190	2	30	1,220	32
学童保育指導員	1,235	1,190	△ 45	30	1,220	△ 15
社会福祉士	1,802	1,710	△ 92	30	1,740	△ 62
精神保健福祉士	1,782	1,710	△ 72	30	1,740	△ 42
学芸員	1,506	1,400	△ 106	100	1,500	△ 6
重労働 (ごみ収集等)	1,199	1,300	101	0	1,300	101
軽作業 (用務等)	1,084	1,020	△ 64	30	1,050	△ 34
給食調理	1,098	1,110	12	30	1,140	42

※ 26市平均額は、令和3年4月1日現在の報酬時間額単価で小数点以下を四捨五入した額